

共通的事項（基本ルール関係）

ア 規制に係る手続きの見直し

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
R I A 導入の推進 （各府省、総務省）	<p>R I A については、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。</p> <p>このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的な R I A の実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めることとする。</p> <p>また、各府省においても、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。</p>	逐次実施			<p>（各府省）</p> <p>R I A については、各府省において、平成16年度から試行的に実施するとともに、評価手法の開発の推進に努めている。</p> <p>（総務省）</p> <p>平成15年9月以降、計6回開催した「規制に関する政策評価の手法に関する研究会」の検討結果をとりまとめ、「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究」として、16年7月22日に公表した。また、平成16年11月以降、「諸外国における政策効果等の定量的把握の方法等に関する調査研究」を実施し、平成17年3月に公表した。</p> <p>また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）において、総務省は、平成17年度においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている試行的な R I A の実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組むとされているところである。</p>	
パブリック・コメント手続の見直し （総務省）	<p>規制改革の一層の推進という観点から、本制度について以下のように見直しを図る。</p> <p>現在、「1か月程度を一つの目安」として、各案件については各府省の裁量にゆだねている意見・情報の募集期間について、原則30日間を確保することとし、例外的にそれを下回る期間を設定する場合においては、その理由を募集の周知と同時に公表する。</p> <p>現在、各行政機関は、提出された意見・情報について考慮したことを明らかにするために、当該行政機関の考え方を取りまとめ、公表しているが、この仕組みが本制度全体において極めて重要な</p>	措置			<p>（総務省）</p> <p>平成16年4月5日付事務連絡により、各府省に対し、引き続き適切な運用に努めるよう連絡。</p> <p>（総務省）</p> <p>平成16年4月5日付事務連絡により、各府省に対し、引き続き適切な運用に努めるよう連絡。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>役割を担っていることにかんがみ、特に意見を採用しない場合において、行政機関の考え方を分かりやすく詳細に公表する。</p> <p>質の高い規制の制定はもとより、有効な代替案を見出す可能性を高める等の観点から、パブリック・コメント手続に際しては、その対象となる規制原案に、可能な限り当該原案に係るRIAを付して、意見・情報の募集の対象とする。</p> <p>後述する行政手続法の見直し作業において、パブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う。</p> <p>上記の見直しを行うほか、現在、文書閲覧窓口等の方法により一定期間公にしておくとしている国民等からの提出意見・情報について、可能な限り、各府省のホームページ上でその全文を公表することとする。</p> <p>総務省は、例えば「意見・情報の処理方法に不備があるものが無いかな否か」、「公表時期に不備があるものが無いかな否か」といった観点から、本制度の実施状況に係る調査項目の充実を図るとともに、所管事項に係る苦情処理・相談を行い、パブリック・コメント手続の適正な運用を図る。</p>				<p>（総務省） 平成16年4月5日付事務連絡により、各府省に対し、引き続き適切な運用に努めるよう連絡。</p> <p>（総務省） 平成16年4月以降、行政手続法検討会において検討し、同年12月に報告を取りまとめ、平成17年3月11日に、行政手続法改正法案を国会に提出。</p> <p>（総務省） 16年4月5日付事務連絡により、各府省に対し、引き続き適切な運用に努めるよう連絡。</p> <p>（総務省） 平成16年度実施状況調査において、調査項目を充実。</p>	
日本版ノーアクションレター制度の見直し（総務省）	<p>同時期に導入した類似の制度である「税務上の取扱いに関する事前照会に関する文書回答」制度について、現在見直しを進めていることもあり、規制に関する日本版ノーアクションレター制度についても、以下のように見直しを図る。</p> <p>少なくとも事業活動を規制する法令については、本手続の対象とするよう対象範囲を見直す。</p> <p>現行制度の趣旨を一層徹底する観点から、特定の規定に違反する行為が罰則の対象となる場合であっても、当該条項を根拠とする処分があれば本制度の対象となっていることについて周知を図る。</p>	措置			<p>（総務省） 「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」（平成16年3月19日閣議決定）において措置。</p> <p>（総務省） 平成16年2月26日及び同年3月19日付事務連絡により、左記の内容を各府省に対し周知徹底。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
(各府省)	<p>本制度を補完するものとして、例えば民間における団体が会員たる個別企業を代表して照会を行う場合においても、行政機関はできる限り具体的に回答する。</p> <p>閣議決定による指針の下で、本制度の具体的実施方法等については、各府省の判断の下での細則にゆだねているために、各細則間に内容の強弱あるいは規定の有無といった差異が見られるが、その中には、以下のように合理的な理由に欠く事項もあり、早急な見直しを図る。</p> <p>ア 当該回答に至った見解や根拠を回答に盛り込むか否かについて、(a)必ず明記しなければならないと義務付けている府省、(b)付すことができると規定するにとどまっている府省、(c)全く定めのない府省、との別が見られるが、本制度の趣旨をいかすために、すべての細則において、回答には具体的な見解や根拠等を必ず盛り込むこととする規定を置く。</p> <p>イ 照会者又はその代理人からの照会の取下げの申出に対する回答の不実施について、(a)規定を設けている府省、(b)規定を設けていない府省、との別が見られるが、すべての細則において、照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないこととする規定を置く。</p>				<p>(総務省)</p> <p>「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」(平成16年3月19日閣議決定)において措置。</p> <p>(各府省)</p> <p>各府省の細則の中で、合理的な理由に欠く事項があるものについては、見直しを図った。</p>	
行政手続法の見直し (総務省)	<p>規制改革の一層の推進という観点から、以下のように行政手続法の見直しを行うとともに、その運用について改善する。</p> <p>a 総務省は、行政手続法施行後10年間の運用状況を踏まえ、速やかに行政立法手続等を含めた行政手続法の見直しを行う。なお、その際、規制の設定又は改廃に係るパブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う。</p>	検討開始			<p>(総務省)</p> <p>平成16年4月以降、行政手続法検討会において検討し、同年12月に報告を取りまとめ。平成17年3月11日に、行政手続法改正法案を国会に提出。</p>	
(各所管府省)	<p>b 上記の行政手続法の見直しにおいて、行政処分や行政指導における書面交付制度の在り方について、改めて実態調査を行った上で改善すべき点が無いか、検討を行う。</p> <p>c 申請に対する審査基準や処分の基準について「できる限り具体</p>	検討開始			<p>(総務省)</p> <p>行政手続法検討会において検討。</p>	
		措置			<p>(各所管府省)</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>的なものとしなければならない」、「（適当な方法により）公にしておかなければならない」と定める行政手続法の趣旨を踏まえ、申請者たる事業者等から「審査基準の内容について不十分」との指摘や「審査基準の一層の具体化を求める」との要望があるものについては、各所管府省においてパブリック・コメント手続等を行った上で、早急に具体化するとともに、「審査基準の公表がなされていない」との指摘があるものについては、原則公表する。</p>				<p>申請者からの要望を踏まえ、各所管府省において審査基準の具体化等を行うとともに、「審査基準の公表がなされていない」との指摘があるものについては、原則公表した。</p>	
	<p>d 総務省は、現在実施している「行政手続法の施行状況に関する調査」の調査項目について、例えば審査基準設定の有無のみならず公表の有無を加える等、その拡充を図る。</p>	措置			<p>（総務省） 行政手続法施行状況調査の調査項目の拡充について、検討を行った。それを踏まえ、次回の調査項目を策定する。</p>	

イ 地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策 （各府省、総務省）	<p>国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行うほか、以下に掲げる点について取り組む。</p> <p>なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。</p>	逐次実施			（総務省） 地方公共団体の事務事業の民間委託等について、各団体の取組状況を調査し、団体区分ごとに実施率、民間委託等の代表的事例やその効果等を公表するとともに、全地方公共団体に対し、改めて民間委託等の推進の観点から事務事業の総点検を要請（平成16年3月）するなど、積極的かつ計画的な取組を推進。	
（規制改革・民間開放推進会議）	a 規制改革・民間開放推進会議においても、今後とも構造改革特別区域推進本部との一層の連携を図りながら地方における実態の把握を行った上で、問題点や課題を明らかにしていく。	逐次実施			（規制改革・民間開放推進会議） 規制改革・民間開放推進本部が構造改革特別区域推進本部と連携して地方公共団体等から全国で実施すべき規制改革・民間開放に関する提案・要望を集中的に受け付けており、地方における実態の把握を行っている。規制改革・民間開放推進会議においても規制改革・民間開放推進本部と連携して地方公共団体等からの要望を審査調査しているところ。	
（規制改革・民間開放推進会議）	b 規制改革・民間開放推進会議は、全国的な規制改革を一層推進するという観点から必要と考えられる場合には、関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ行うよう求める。	逐次実施			（規制改革・民間開放推進会議） 地域再生本部等関連する本部と連携をとって、全国的な規制改革を一層推進する観点から関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を行うよう求めているところ。	
（規制改革・民間開放推進会議）	c 全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。 したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革・民間開放推進会議	逐次実施			（規制改革・民間開放推進会議） 「規制改革集中受付月間」において各種申請書類等の様式や仕様等の統一化を求める要望が提出されており、関係府省と統一化について審査調査行っているところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
(公正取引委員会)	は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類等の標準様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。					
	d 公正取引委員会により「競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について」（平成11年6月）、「公共調達における競争性の徹底を目指して（公共調達と競争政策に関する研究会報告書）」（平成15年11月）が取りまとめられており、実態把握等に有益なものとなっているが、引き続き公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行う。	逐次実施			(公正取引委員会) 公正取引委員会は、地方公共団体における入札・契約の実態や制度的課題等を把握することを目的として、約520の地方公共団体に対してアンケート調査を実施(約440(約85%)の地方公共団体が回答)し、平成16年9月8日、調査結果及び公共調達の改善に向けた提言を取りまとめ、「地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書」を公表した。	